

# 説明資料

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

金融庁総務企画局

企画課保険企画室

# 募集規制の及ぶ範囲について

～募集・販売時規制の適用範囲について～

## I. 募集規制の及ぶ範囲について

### 1. 保険募集規制（再掲：第4回WG事務局説明資料（2））

- 保険募集は、法令上、「保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと」とされている。
- 保険募集に該当する行為を行う者は、保険募集人の登録等のほか、保険募集に関する禁止行為、行政による立入検査、業務改善命令等の規制に服することになる。一方で、保険募集に該当しない行為に対しては、こうした規制は適用されない。
- 法令上、募集の範囲について具体的な規定は設けられていないが、監督指針において、少なくとも以下のいずれかの業務を行う者については、登録等が必要であるとされている。
  - ・ 保険契約の締結の勧誘
  - ・ 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
  - ・ 保険契約の申込みの受領
  - ・ その他の保険契約の締結の代理又は媒介
- 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録等は不要であるとされている。
  - ・ 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
  - ・ コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続等についての説明
  - ・ 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

## 募集規制の及ぶ範囲について

～募集・販売時規制の適用範囲について～

### 2. 保険募集の範囲に係る課題について

- 見込み客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集プロセス（広義の保険募集プロセス）のうち、必ずしも保険募集の定義に該当することが明らかでない行為について、保険募集人以外の者が行うケースが増加している。
- 保険契約の締結に至るまでには必ず募集人資格を有する者による商品説明等が行われることから、こうしたケースの全てについて問題が生じるわけではない。
- 一方、保険募集人以外の者によって、特定の保険商品について誤った説明が行われた場合など、続いて行われる保険募集人による募集行為における瑕疵の治癒が難しい事態が発生するおそれも存在している。
- 現在の募集行為規制は、広義の保険募集プロセスが複数の主体によって分担されることによって生じる、このような課題に十分に対応できるものとなっていないのではいか。

## 保険商品・サービスWGにおける各委員等のご発言

～募集・販売時規制の適用範囲について～

### (1) 問題意識

- ・ ニーズ喚起のプロセスで顧客側にバイアスや誤認が生じてしまうと、後々の商品選択にたいへん大きな影響が出る。
- ・ 正規の保険募集人から、その後説明を受けたとしても、もう分かっているからいいよ、これ以上聞きたくはないといったことで、その説明が顧客の頭の中に入らずに保険契約に至ることはある。
- ・ 募集人に至る前の段階でかなり方向性が決まってしまうような販売方法が普及しているのであれば、今まで募集として整理されていた行為に至る前のものについてどういう規制があるべきか検討する必要がある。
- ・ 顧客誘導に関しては、顧客のニーズ喚起にどの程度まで関わっているか、顧客の判断にバイアスを与えていないかを見て判断すべき。販売に応じて対価を得ている場合には、商品の販売プロセスの一翼を担っていると考えられるので、規制が必要なケースがあるのではないか。
- ・ 募集ではないと常識的には考えられるものの、購買行動に影響を与えるという意味では募集に関連する行為にまで、保険業法における募集という規制の網をかけるというのは、行き過ぎではないか。

### (2) 募集規制の適用範囲・あり方について

#### (「募集」の範囲)

- ・ 保険商品の内容の説明をしているかどうか。保険商品の内容の説明には一定の能力が必要なので登録をしている募集人が行う必要がある。また、保険会社への紹介・誘導のようなものがあるかどうか。例えば雑誌で保険商品の内容の説明をしても、何ら保険会社に誘導しなければ、保険募集ではないと思う。この2つの大きな要素を考えれば解決できると考えている。
- ・ 無登録募集かどうかの区別を行為類型のみから行うのは困難ではないか。合理的な通常の手数料を超えた特別の手数料の提供を受けるなどお金の流れも加味した方がよいのではないか。
- ・ 特定の保険契約の締結に結びつけることへの明らかなインセンティブとなり得る成約比例報酬を保険会社などから受領していることに主に焦点を当てて、保険募集への該当性について総合的に判断するのが適切ではないか。

## 保険商品・サービスWGにおける各委員等のご発言

### ～募集・販売時規制の適用範囲について～

(新たな類型に対する規制)

- ・ 保険募集の網を広げても、境目やグレーゾーンで潜脱行為が出てくるので、保険募集の前段階での保険商品の情報提供や説明等の行為に対して募集規制よりも緩やかな規制を導入してはどうか。
- ・ 契約概要や注意喚起情報の適切な説明が募集の中核。商品選択に対して影響する全てに網をかけるのは行き過ぎ。保険募集とは違う枠組みで誤解を与える情報提供を禁止してはどうか。
- ・ 保険募集の概念を拡張して、比較サイト、紹介人等の行為に業法の募集人に対する規律を及ぼすことには問題。業として見込客を募集資格者に紹介する者を紹介人として規制し、商品の一般的な情報提供、比較情報の提供は認め、具体的な商品の提案は禁止するといったルールを設けてはどうか。
- ・ 募集の範囲の問題は、道筋をつけるとか誘導するとかというレベルでは非常に問題だと思うが、商品の説明をすとか、契約締結の行為を行うという募集の本筋の話と、多少レベル感が違う。ただし、道筋をつける最初に間違ってしまうと不適切な商品を選択することになるので、目に余る誘導行為については何らかの手を打つのがよい。
- ・ 例えば、成功報酬型広告先で説明されているからといって、代理店が説明を行わずに契約をしたら、それは代理店の落ち度。代理店や保険会社できちんと説明しているかどうかの問題ではないか。
- ・ 紹介者を規制し、比較情報について保険業法 300 条 1 項 6 号と同様の水準を求めた場合、顧客へ比較情報の提供が少なくなるのではないか。また、手数料をもらって顧客に対していい会社を紹介することは顧客利便に合致する面もあるが、紹介行為一般について規制をかけることにより、金融機関等におけるそうした業務にブレーキをかけることにならないか。
- ・ 一見公平中立的な情報を提供しているように見せかけ、裏で（保険会社等と）お金のやりとりがあるときに問題となる。お金のやりとりは保険会社あるいは保険募集人との間でなされるので、そちら側から監督の仕方を考えることもできる。

## 募集規制の及ぶ範囲についての論点

### ～募集・販売時規制の適用範囲について～

#### (基本的な認識)

- 典型的な広義の保険募集プロセスは、見込み客の発掘からニーズ把握、具体的な保険商品の推奨・説明、意向確認、契約成立によって構成されている。
- 近年、この広義の保険募集プロセスの一部のみを行った上で、顧客を保険募集人につなぐ行為が増加している。
- 広義の保険募集プロセスの一部の行為であっても、例えば、誤った商品説明が行われる場合など、不適切な方法によって行われた場合には、保険募集人が事後的に適切な商品説明等の募集行為を行ったとしても、当該瑕疵の治癒が困難となるおそれがあるため、保険募集人による顧客アプローチの前段階において行われる行為についても、保険契約者等の保護の観点から、一定のルールに基づいて行われる必要があるものが存在する。

#### (保険募集の範囲について)

- 現行の監督指針においては、保険契約の締結の勧誘や勧誘を目的とした商品説明は、保険募集に該当すると例示されている。
- 一方で、いわゆる比較サイトや紹介行為等の中には保険商品の説明を行っているものもあるが、必ずしも保険契約の締結の勧誘や勧誘を目的としたものかどうか不明確な場合もある。
- そこで問題となるのは、一連の広義の保険募集プロセスの一環として行われる行為のうち、保険募集人が募集行為を行う際に顧客が正しく商品理解をすること等の妨げになるおそれがある行為など、当該行為に問題があった場合に保険募集人による募集行為を通じた当該瑕疵の治癒が困難と考えられるものである。

➤ 以上を踏まえると、「募集行為」として位置づけられるメルクマールとしては、次の①及び②が考えられるが、このほかに考慮すべき事情はないか。

- ① 保険会社又は保険募集人等からの（通常支払われる広告費相当額を超えた）報酬等を受け取るなど、保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情（注1）があり、かつ  
（保険募集人が行う募集行為との一体性・連続性の観点：報酬の受領などにより過度・不適切な勧誘・推奨がなされる可能性が高まる。）
- ② 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの  
（一定の資質を要する者が行う必要がある行為に限定する観点：保険募集人による保険商品等の説明の理解を困難にするおそれがある。）

（注1）このほかにも、保険会社や保険募集人と資本関係等を有する場合などが考えられる。

（注2）募集行為に該当する場合には、新たに行き規制を導入すれば、保険募集プロセス全体に対応した義務の対象となるが、例えば、共同募集とすることにより、義務の履行に関し、共同して募集する保険募集人と適切な役割分担を行うことができる。

## 募集規制の及ぶ範囲についての論点

～募集・販売時規制の適用範囲について～

(紹介行為の規制について)

- 上記に加えて、広義の保険募集プロセス全般のうち、募集行為に該当しないいわゆる比較サイトや紹介行為等について、新たに広く規制を及ぼすことについてどう考えるか。
  - 紹介行為として幅広く一定の義務を課す考え方。
    - ① 仮に、規制を及ぼす場合にはその範囲を定める必要があるが、どのようなメルクマールが考えられるか。また、当該範囲と募集規制の範囲の境界線については、どのように考えるか。
    - ② 保険募集人については、極めて多数の者が存在することや、その業務の実態を踏まえ、保険会社による管理・指導によって当局による監督を補完することにより、監督事務の効率性を高めているが、新しい規制対象については、どのような監督体制が考えられるか。
  - 保険募集人に対しても体制整備義務及びこれに基づく委託先管理責任を導入することにより、不適切な紹介行為等を排除する考え方。(注3)

(注3) 保険募集人に対し、後述の体制整備義務やこれに基づく委託先管理責任を導入することにより、例えば、委託先が募集行為に該当することをやっていないか等を確認することや、顧客を害するような不適切な紹介行為を行っている業者等からの紹介をうけないよう、募集人に求めることが考えられる。

(参考) なお、第4回WGにおいて事務局説明資料で紹介された事例について、上記のメルクマールに照らせば次のとおりとなると思われる。

(事例(1))

保険募集人でない事業者が、対価を得て、店頭の商品案内チラシを備え置く行為(第4回事務局説明資料(3) p3)

具体的な保険商品の推奨・説明を行わず、チラシを置くことに対する対価が設置場所を提供する対価に留まるのであれば、上記①、②のいずれにも該当しないため、引き続き、募集行為には該当しない。

(注4) ただし、当該事業者が保険ニーズの発掘、商品の主要な内容の説明又は申込みの受領を行い、保険会社・保険募集人から報酬を受け取っているならば、上記①・②のいずれにも併せて該当するため、募集行為に該当する。

(事例(2))

比較サイトが、閲覧者を保険会社(保険代理店)のホームページ等に誘導する行為(第4回事務局説明資料(3) p4)

非募集人が運営する比較サイト(保険料の見積もりに誘導する機能のみ)については、保険会社から通常の広告料を超える対価を得て、具体的な商品内容や推奨文言を含む掲示を行っている場合には上記①、②のいずれにも該当することとなり、募集行為に該当する可能性が高い。

(事例(2))の類似例

顧客から保険に関するニーズ等を聞き取り(ホームページなどで入力させる場合を含む)、特定の保険会社又は募集人に当該顧客を紹介し、当該保険会社又は募集人から紹介に係る手数料を受領する行為

具体的な商品説明や推奨等を行わないのであれば上記②を満たさず、募集行為には該当しない。

(事例(3))

コンサルティングを実施し、顧客が保険加入を希望した場合に、提携代理店へ紹介し、保険会社等から対価を得る行為(第4回事務局説明資料(3) p5)

コンサルティングを行う場合において、具体的な商品説明や推奨等を行い、対価を得て顧客を募集人につなぐ場合には、上記①、②のいずれにも該当することとなり、募集行為に該当する可能性が高い。

## その他の業務のアウトソーシングに係る規制について

～募集・販売時規制の適用範囲について～

### II. その他の保険募集人による業務のアウトソーシングに係る規制について

#### (1) 概要

- 法令上は、委託業務が保険募集に該当しない限り、第三者への業務委託（アウトソーシング）を行うことについて制限は設けられていない。
- 保険会社のみならず、保険募集人が一般的な業務をアウトソーシングするケースが増加している。
- アウトソーシングの活用が広がった結果、アウトソーシング先の業務水準が保険募集のプロセスに与える影響が増加している。
- 一方、保険募集人に対しては、業務委託先管理責任が設けられておらず、業務委託先において問題が発生した場合の保険募集人の保険業法上の責任はあいまいなものとなっている。
- また、行政による委託先への報告徴求や立入検査権限も規定されていないことから、業務委託先において問題が発生した場合の実態の把握にも限界が存在。

（一方、保険会社については、業務委託先管理責任が設けられており、また、行政による業務委託先への報告徴求や立入検査権限が設けられている。）

#### (2) いわゆる委託型募集人について

- 保険代理店の使用人は、生命保険募集人については特段の規定は存在しないが、損害保険募集人の使用人については、監督指針において要件が明示されている。かつては、代理店と雇用関係を有する者に限られていたが、平成12年度の規制緩和要望において「派遣社員についても認められるようにして欲しい」との要望があったことを受け、「代理店との雇用関係」は要件から削除されたところ。

## その他の業務のアウトソーシングに係る規制について

### ～募集・販売時規制の適用範囲について～

- その後、生命保険募集人、損害保険募集人を問わず、代理店と雇用関係がない者のうち、当初想定されていた派遣社員以外の者が、募集人の使用人として位置づけられるケースが見られるようになっている（いわゆる委託型募集人）。
- 一方、保険募集人が業務委託契約に基づき、募集行為に該当する行為を第三者に再委託することは、保険会社が同一グループ内の保険会社を通じて、当該グループ内保険会社の保険募集人に再委託を行う場合を除いて禁止されている。

※ 損保代理店の使用人届出については、監督指針において以下のように規定されている。（監督指針Ⅲ-2-2(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第 302 条の届出））

- ① 法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、上記の者が他の代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。

※ 保険会社における委託先管理責任については、内閣府令において以下のように定められている。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第 53 条の 11 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三・四 （略）
- 五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

## その他の業務のアウトソーシングに係る規制についての論点

### ～募集・販売時規制の適用範囲について～

#### ○ 保険募集人等による委託先管理責任について

- 保険募集人による業務委託についても、委託先において不適切な業務運営が行われることによって保険募集人の業務に支障が生じ、ひいては顧客の不利益が生じることがあることを踏まえ、保険募集人についても、アウトソーシング先の業務運営が適切になされているかをチェックする態勢整備を求めることとしてはどうか。

※ 所属保険会社等についても、保険募集人が保険募集に影響を及ぼしうる業務についてアウトソーシングを行っている場合には、当該保険募集人が適切な委託先管理態勢を構築しているかについて、保険募集人に対する指導・管理の一環として把握・指導することが求められることを、併せて、明確化することとしてはどうか。

#### ○ 当局による募集人の委託先管理体制に係る検査・監督について

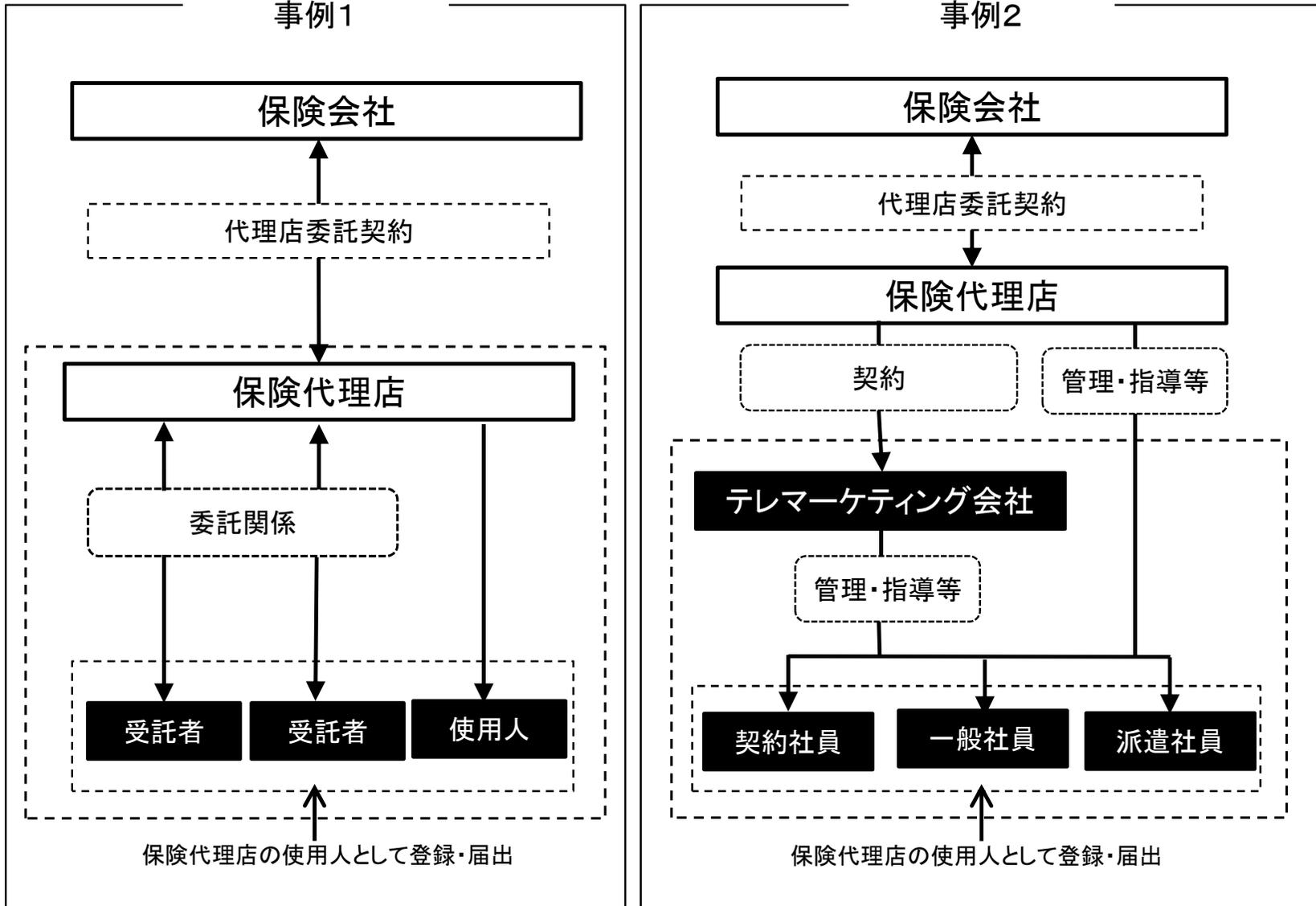
- 保険募集人の業務委託先において問題が生じた結果、当該募集人の保険募集業務に悪影響が生じうることを踏まえ、問題発生時における当局による実態把握等を可能にするため、保険募集人の業務委託先に対しても、保険会社と同様に報告徴求及び立入検査権限を導入することとしてはどうか。

#### ○ いわゆる委託型募集人について

- 保険代理店の使用人として位置づけられるためには、両者の間に日常的に一定の指揮・監督関係が存在することが必要であると考えられる。しかし、雇用関係や派遣社員と派遣先との関係と異なり、委託契約の場合には必ずしもそのような指揮・監督関係が存在するわけではない。ある者を保険募集人の使用人として位置づけるためには、雇用関係と同視できるほどの指揮命令関係が存在する必要があることを監督指針に明記することとしてはどうか。

(注) 保険会社が保険募集人をしっかりと指導・監督できるよう、再委託は認められていないが、形式的に使用人という法的位置づけを利用することにより、募集行為の再委託の原則禁止を潜脱することが起こりうる。

【参考1:いわゆる「委託型募集人」の主な例】



# 情報提供義務の適用除外とすべき商品類型について

～募集・販売時規制の適用範囲について～

## Ⅲ. 情報提供義務の適用除外とすべき商品類型について

### ○ 現行の情報提供義務について

現行、保険業法において保険募集にかかる行為規制は、第 300 条第 1 項各号の禁止行為と第 100 条の 2 の体制整備義務で構成されており、前者（第 300 条第 1 項第 1 号）に基づいて「契約概要」及び「注意喚起書面」が、後者に基づき「意向確認書面」が、監督指針においてそれぞれ定められているが、同時に、一定の商品については監督指針において適用対象外とされている。

#### ① 「契約概要」「注意喚起書面」の適用対象外となっているもの

(i) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行う募集行為（注 1）

(ii) 企業向けの自動車保険、火災保険、賠償責任保険等（第 2 分野の保険商品のうち、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害を填補する保険商品）（注 2）

（注 1）なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要がある。

また、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険契約の内容等について、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置を、保険会社が講じる必要がある。

（注 2）ただし、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要がある。

#### ② 「意向確認書面」の適用対象外となっているもの（注 3）

(i) 以下の商品類型に該当するもの

・ 第二分野の保険商品

・ 第三分野の保険商品のうち、海外旅行保険及び保険期間が 1 年以下の傷害保険商品であって、契約締結に際しての告知事

## 情報提供義務の適用除外とすべき商品類型について

---

～募集・販売時規制の適用範囲について～

項に被保険者の現在又は過去における健康状態等に関するものが含まれないもの

- (ii) 保険商品の特性からその仕組みが極めて単純であること等の理由により、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をしなくとも、契約概要・注意喚起情報等の書面における記載及び募集人等による当該保険商品の説明により、顧客が、当該商品が自らの顧客ニーズに合致するか否かを判断できる募集形態を通じて募集されるもの

(注3) ただし、契約の申し込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等を適切に定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を保険会社は整備する必要がある。

## 情報提供義務の適用除外とすべき商品類型についての論点

～募集・販売時規制の適用範囲について～

### ○ 情報提供義務等の適用除外とすべき商品類型について

#### ➤ 企業向けの事業リスクを保障する保険について

情報提供義務等を導入するにあたっては、現在、契約概要等の適用対象外とされている企業向けの自動車保険、火災保険、賠償責任保険等については、具体的な説明項目を指定しない取扱いを維持することとしてはどうか。

※ 個人事業主等の事業活動に係るリスクをカバーする保険についても、当該特例の対象とすることについて、どう考えるか。

※ 中小企業についても当該特例の対象となっていることについて、どう考えるか。

#### ➤ 保険契約者と被保険者が異なる保険について

団体保険をはじめとして、保険契約者と被保険者が異なる場合の被保険者については、保険契約成立のために求められる関与の程度や契約締結に伴う負担の度合いは異なっているととも、保険契約者と被保険者の関係の密度についても様々である。

このことを踏まえ、被保険者に対する情報提供の在り方については、

①被保険者となることについて保険法に基づく被保険者同意が求められる場合や被保険者に保険料負担が生じる場合には、当該意思表示や負担を受け入れるか否かの判断を行うに足る情報が提供されることを求めるとともに、

②その具体的な手段については、保険契約者と被保険者の関係の類型に応じて、保険会社や募集人による情報提供を求める場合と、保険契約者を通じた情報提供を認める場合を設ける

ことが考えられる。

具体的には、以下のように整理できるのではないか。

①については、

(a)被保険者が直接又は保険契約者を通じて保険料を明示的に負担している場合には、原則として被保険者も保険契約者と同程度の情報の提供を受ける必要がある。

(b)被保険者が保険料を明示的に負担しない場合における当該被保険者への情報提供は、原則として不要とする。

なお、保険料を負担しない場合であっても、保険法に基づき被保険者の同意が必要とされるものなど、特段の事情により、被保険者の判断が求められるものについては、被保険者がその可否を判断するために必要な情報の提供が求められる。

②については、上記(a)及び(b)のなお書きのように被保険者に対する情報提供が必要な場合であっても、保険契約者と被保険者の間の保険契約以外の関係によるつながりの強さに応じて、例えば、

## 情報提供義務の適用除外とすべき商品類型についての論点

### ～募集・販売時規制の適用範囲について～

- ④ 仮に、当該団体が保険者として共済事業を行う場合には保険業法の適用除外に該当するような団体（人数要件による場合を除く）を保険契約者とする場合には、被保険者に対する情報提供について、義務づけは行わない。
- ⑤ それ以外の団体類別基準に該当するような団体や、構成員と団体の間にそれと同等の密接性がある団体を保険契約者とする場合には、保険契約の内容等について、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が保険契約者によって適切に行われることを確保するための措置を講じることを保険会社に求める。（現行の監督指針Ⅱ-3-5-1-2(16)⑥と同様）

※ ④についても、⑤と同様、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供等が行われることを確保するための措置を講じることを保険会社に求めることも考えられる。

- ⑥ 上記④⑤以外（団体保険であっても保険契約者と被保険者の間に上記⑤と同等の密接性が認められない場合）については、被保険者に対しても保険契約者と同様に、保険会社又は保険募集人が情報提供を行うことを求める。

※ ⑥の形態の保険について保険募集人等が説明を行う際には、原則として情報提供義務など募集ルールに則り行うことを求める。

### ➤ 既存契約の更新・一部変更について

既存契約の更新や一部変更が行われる場合については、契約の全内容について改めて説明を求める必要性は乏しいと考えられることから、原則としてその変更内容（例えば、特約を追加する場合においては、特約を追加すること及び当該特約の内容）のみの説明をすればよいこととするなどの取扱いを認めることとしてはどうか。

【参考 2 : 「団体定期保険の運営基準」における団体類別基準（概要）】

第Ⅰ種団体	第Ⅱ種団体	第Ⅲ種団体	第Ⅳ種団体
<p>イ. 被用者団体 同一企業体又は同一官公庁に所属する者の団体</p> <p>ロ. 職域組合団体 同一企業体又は同一官公庁に所属する者によって組織された労働組合、協同組合、互助会、単独設立の厚生年金基金、共済組合等の所属員の団体</p>	<p>イ. 連合設立の厚生年金基金の所属員の団体</p> <p>ロ. 共済組合の団体 地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合の所属員の団体</p> <p>ハ. 「親子関係の企業体」の職域による団体 「親子関係の企業体」に所属する者によって組織された単一の労働組合、協同組合、互助会等の所属員の団体</p> <p>ニ. 「親子関係の企業体」における子の企業体に所属する者の団体</p>	<p>イ. 協同組合の団体</p> <p>ロ. 商工会等の団体</p> <p>ハ. 同一業種の団体</p> <p>ニ. 連鎖化事業の団体</p> <p>ホ. 総合設立の厚生年金基金の団体</p> <p>ヘ. 下請業者団体</p> <p>ト. 特定同業者団体</p> <p>チ. 議員団体</p>	<p>第Ⅰ種、第Ⅱ種及び第Ⅲ種団体以外の団体で、原則として法人格を有する団体の所属員の団体</p>

(注) 「団体定期保険の運営基準」：昭和 61 年 3 月 28 日発出の旧大蔵省銀行局長通達。

### 【参考3：団体保険その他の第三者のための保険契約の例】

区 分	保険契約の例
1. 被保険者に対して加入勧奨が行われ、被保険者の意思で被保険者となり、明示的に保険料を負担（注）するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体定期保険契約</li> <li>・ 団体傷害保険契約</li> <li>・ 団体積立年金保険契約（拠出型企業年金保険契約）</li> </ul>
2. 保険法の規定によって、被保険者の同意が保険契約の効力発生要件となっているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人が被保険者となる生命保険契約</li> <li>・ 他人が被保険者となる傷害疾病定額保険契約</li> </ul>
3. 被保険者に対する加入勧奨は行われず、被保険者に明示的な保険料負担が生じないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体普通傷害保険契約（レジャー・サービス施設入場者、交通乗用具搭乗者等）</li> <li>・ 団体賠償責任保険契約（旅館宿泊者等）</li> </ul>

（注） 保険契約者を通じて、保険料相当額を負担する場合を含む。